

大分県障がい者芸術企業連携推進事業 Q&A

No.	質問	回答
1	補助対象となる経費は何か	①使用許諾契約書に基づき支払う作品の使用料、②デザイン費・試作費 が対象となる。 ※量産時の製作費は対象外
2	使用できる作家は1企業等あたり1名のみか	複数の作家の作品を用いて1商品等のデザインとする場合も、複数商品等のデザインとする場合も対象となる。 ただし、1企業等あたりの補助上限額(20万円)に変わりはない。
3	どの作品を使用するか、制限はあるか	県(事務局)において、県内の作家から登録してもらった作品を一覧として提示し、その中から選択する場合も、個別の作家に書き下ろしにより新たに制作する場合も対象となる。 県に登録されていない障がいのある作家であっても、県内在住の作家であれば使用することは可能。
4	障がいのある作家自身が、自身で製作しているグッズ等のデザインを更新する費用を計上することは可能か	本事業は障がいのある作家と企業とが連携し、商品や販促品等に使用されることを目的としているので、作家自身が行うグッズ制作等は対象外となる。
4-2 9/28 追加	作品のデザインを同一法人の別事業所に発注する場合も補助対象と認められるのか	デザインを同一法人の別事業所(みなし同一事業者※を含む)へ発注した際の経費は、外注したものとみなさず、補助対象外となる。 ※みなし同一事業者 親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなす。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなす。 なお、個人が複数の会社それぞれの議決権を50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなす。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が、議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなす。 加えて、上記に該当しない場合であっても、代表者が同じ法人についても同一法人とみなす。
5	相見積もりについて	作品の著作権使用料については、作家との契約に基づくため、相見積もりにはなじまないことから不要。 デザイン費・試作費については原則相見積もりを求めるが、企業内でデザイン等を統一するため、特定の企業と契約しているなど特段の事情がある場合には、その理由書(任意様式)を添付し、県が適当と認めたものについては相見積もりを不要とする。
6	他の補助金との併用について	同一の経費に対し他の補助金との併用は不可とする。
7	関係書類の保存期間について	補助金に関する証憑書類等については本事業終了後5年間は保存が必要。
8	商品等の改定について	本事業により制作したデザイン等については5年間は継続利用することを原則求めるが、製品等のリニューアル等により、本事業により制作したデザインがやむを得ず利用できなくなった場合の廃止は可能。 新たな商品等に使用する場合には、改めて作家と協議を行うこと。